

2020.12.19郵送受理

様式第97号（刑訴第260条、規程第60条）

処 分 通 知 書

令和 2 年 12 月 17 日

今 井 豊 殿



検事 上 村



貴殿から令和 2 年 10 月 5 日付けで告訴のあった次の被疑事件は、下記のとおり、処分したので通知します。

記

HII

- 1 被 疑 者 トミザワ 某, イシクラ 某, 高橋 伸二, 原田 英明,
福島 翔也。
- 2 罪 名 脅迫, 信用毀損, 偽計業務妨害
- 3 事件 番 号 令和 2 年 檢 第 2449, 2450, 2451, 2452, 2453 号
- 4 処 分 年 月 日 令和 2 年 12 月 17 日
- 5 処 分 区 分 不起訴

様式第119号（刑訴法第261条、規程第76条）

不起訴処分理由告知書

令和3年1月13日

2021.01.14 郵送受理

今井 豊 殿



上村



貴殿の請求により下記のとおり告知します。

記

H II

貴殿から令和2年10月5日付で告訴のあった トミザワ 某, イシクラ 某, 高橋伸二, 原田 英明, 福島 翔也 に対する 霽迫, 信用毀損, 偽計業務妨害 被疑事件の不起訴処分の理由は、次のとおりです。

(不起訴処分の理由)

罪とならず

令和2年検 第 2449 ないし 2453 号